

4. 總同盟の基本的政策が確立されな
中央統轄機関がない爲に中央本部は運動の全般を達観し
得ない、故に總同盟の基本的政策が確立されな

B 改革案の重要點

總同盟を各種産業別労働組合の合同体にするの準備過程的
組織とすること。

1. 中央本部に強大なる指導統轄機関を作る。

イ、本部に財政を集中し充実せしむること。

ロ、各組合を指導する政務機関を作ること。

ハ、事業の全国的統一。

2. 全国的産業別労働組合の完成の準備として関東関西の二ツに別
けて産業別單一組合を形成すること。

3. 小組合 職別組合を産業的に整理すること。

4. 地方同盟並に聯合會の組織を廢止し(職能を地方別機関にする
活動と言ふ範圍に於ける)各産業組合の評議會とすること。

5. 運動の實際便宜上から地方評議會は本部の出張所とする例へば
本部の政務部門の本張所であつて、小組合及合同組合(補充組合)
等を整理しつゝ完成産業別組合へ編入せしむることを此處に於てなす。

(一) 組織改革案の構成説明

1. 地方支部

組織構成の單位は同一産業部門に屬する労働者に依つて組
織せられたる地方支部である。

2. 産業別組合

同一産業の地方支部が集つて産業別労働組合を構成する。
現支の組合發達の仕方から言つて即時に全国産業別組合が作れない。
故に関東関西に別けて産業別組合の單一組合を作る、但し関西は